

受付番号	小建管第	号						
営業 種 目	第一希望 (NO. )	受付	令和	課	補	係	受	
	第二希望 (NO. )	年月日	年 月 日	長	佐	員	付	
記載事項	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 審査事項 <input type="checkbox"/> 経歴書 <input type="checkbox"/> 誓約書							
提出書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 納税証明 <input type="checkbox"/> 身分証明 <input type="checkbox"/> 営業証明 <input type="checkbox"/> 許認可等 <input type="checkbox"/> 代理店又は特約店の証明書							

(注) この枠内は記入しないこと。

様式第一号

指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

小 松 島 市 長 様

申 請 者 (〒 - )

住所又は所在地

ふ り が な

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

電 話 番 号 ( - - )

F A X 番 号 ( - - )

令和6年度において、小松島市が発注する物品購入・製造等に係る指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この指名競争入札参加資格審査申請書のすべての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

希望する販売、製造等の種類

	営業種目
第一希望	(営業種目番号: )
第二希望	(営業種目番号: )

※営業種目については、別紙「営業種目区分表」を参照し記入してください。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

〈営業種目区分表〉 物品

営業種目 (該当する項目に○をしてください。)			営業品目 (該当する項目に○をしてください。)
印刷類	A1	一般印刷・製本	A101 一般印刷・A102 フォーム印刷・A103 シール印刷・A104 カラー印刷・A105 製本・表装
	A2	地図・航空写真	A201 地図製作 (原図作成及び印刷を含む) ・A202 図面製作・A203 写図・A204 航空写真
	A3	複写	A301 青写真・A302 コピー・A303 マイクロ写真
文具・事務用機器	B1	紙	B101 一般用紙・B102 P P C用紙・B103 特殊加工紙・B104 封筒・B105 トイレットペーパー
	B2	文具・事務機器	B201 文房具類 ・B202 事務机・B203 椅子・B204 保管庫・B205 ロッカー・B206 応接セット・B207 パーティション・B208 シュレッダー
	B3	印章	B301 木印 (公印) ・B302 ゴム印・B303 その他印
	B4	O A機器	B401 パソコン・B402 プリンター・B403 周辺機器・B404 スキャナー・B405 複写機・B406 ファックス・B407 プロジェクター・B408 ソフト・B409 O A関連消耗品
家具類	C1	家具類	C101 木工家具・C102 別注家具
	C2	室内装飾	C201 カーテン・C202 カーペット・C203 畳・C204 建具・C205 クロス・C206 床材・C207 緞帳・暗幕・C208 舞台大道具
教養・教材類	D1	書籍	D101 書籍 (一般・電子) ・D102 地図
	D2	教材用具	D201 教材・D202 実験器具・実習器具・D203 保育用教材・D204 教材用映画フィルム・ビデオ
	D3	運動用具・ 娯楽用品	D301 運動器具・D302 各種スポーツ用品・D303 娯楽用品・D304 遊具・D305 トロフィー・カップ・楯
	D4	楽器	D401 洋楽器・D402 和楽器・D403 電気楽器・D404 C D・レコード・D405 楽譜
	D5	標本・美術品	D501 模型・標本・D502 書・絵画・D503 骨とう・D504 額縁
医療理化学機器	E1	医療機器	E101 生体検査機器・E102 検体検査機器・E103 治療用機器・E104 放射線関連機器・E105 手術関連機器・E106 介護・福祉機器・E107 医療用器具
	E2	理化学・ 計測機器	E201 分析測定機器・E202 試験機器・E203 光学機器・E204 計測機器
産業機器類	F1	一般工作 産業機器	F101 旋盤・F102 プレス機械・F103 切断機・F104 溶接機・F105 研削機・F106 木工機器・F107 C A D・C A M関連機器
	F2	農林水産機器	F201 農業用機器・F202 畜産用機器・F203 林業用機器・F204 漁業用機器
	F3	土木建設機器	F301 削岩機 ・F302 杭打機・F303 建設重機・F304 測量用機器

営業種目 ( <u>該当する項目に○をしてください。</u> )		営業品目 ( <u>該当する項目に○をしてください。</u> )	
その他機器類	G1	電気機器類	G101 家庭用電気機器・G102 L E D ライト類
	G2	写真機材	G201 カメラ・G202 写真用機材
	G3	通信機器	G301 電話機・G302 電話交換機・G303 無線通信機器・G304 放送用機器
	G4	産業用電気機械・電気設備	G401 発電機・G402 モーター・G403 変圧機・G404 配電盤・G405 空調設備・G406 空気清浄機・G407 映像・音響装置・G408 屋外・舞台照明器具・G409 蓄電池
	G5	厨房機器	G501 調理台・流し台・G502 調理用機器・G503 食器洗浄・消毒機器・G504 業務用冷凍・冷蔵庫・G505 給食用機器・G506 給湯関連機器・G507 浴槽関連機器
	G6	給排水衛生関係機器	G601 水道メーター・G602 給水資材・G603 配水用資材・G604 量水器 B O X ・G605 弁栓類・G606 廃棄物処理用機器・G607 発電機・ポンプ類 (上水道関係)
	G7	諸機器	G701 繊維関連機器 (ミシン、編機) ・G702 駐車場関連機器・G703 交通関連機器・G704 自動販売機・発券機・両替機
工事材料類	H1	工事用資材	H101 木材・H102 鋼材・H103 砂・砂利・セメント・アスファルト・H104 管工事資材・H105 電気工事資材 ・H106 仮設資材・H107 道路用資材
薬品類	I 1	医薬品・衛生材料	I 1 01 医薬品 (家庭用を除く) ・I 1 02 家庭薬・I 1 03 動物用薬品・I 1 04 医療用ガス・I 1 05 衛生材料
	I 2	産業用薬品	I 201 農薬 ・I 202 工業用薬品・I 203 工業用ガス・I 204 水道用薬品
燃料類	J 1	石油製品	J101 ガソリン・J102 軽油・J103 重油・J104 灯油・J105 潤滑油
	J 2	ガス類その他	J201 コークス・木炭・石炭 ・J202LP ガス・J203 高圧ガス
車両船舶類	K1	車両	K101 乗用車・K102 トラック・バス・K103 特殊車両・K104 オートバイ・K105 自転車・K106 塵芥車
	K2	船舶その他	K201 船舶・K202 船舶用品・K203 航空機用品
	K3	車両部品類	K301 タイヤ・チューブ・K302 バッテリー・K303 車両部品・K304 車両用品・K305 E T C ・K306 ナビ・K307 高圧洗浄機
繊維皮革類	L 1	被服類	L101 制服・L102 作業服・L103 白衣・L104 防寒衣・L105 帽子
	L 2	寝具	L201 寝具
	L 3	靴・鞆	L301 作業靴・L302 安全靴・L303 運動靴・L304 ゴム長靴・L305 地下足袋・L306 かばん
	L 4	その他	L401 テント・L402 シート・L403 雨具・L404 ヘルメット・L405 作業保安用品

営業種目 (該当する項目に○をしてください。)		営業品目 (該当する項目に○をしてください。)	
警察・消防用品	M1	警察用品	M101 警察装備・M102 鑑識用機械器材・消耗品・M103 交通安全用品
	M2	消防・防災用品	M201 ホース・M202 消防ポンプ・M203 避難器具・M204 救助器具・M205 消防用被服・M206 火災報知機・M207 消火器・M208 化学消火薬剤・M209 非常食・M210 非常用給水袋・M211 消防自動車・M212 救急自動車・M213 防災用品
その他	N1	時計・貴金属	N101 時計・N102 宝石・N103 眼鏡
	N2	食料品	N201 米・小麦類・N202 肉・N203 魚・N204 卵・乳製品・N205 青果・N206 パン・菓子類・N207 乾物・N208 冷凍食品・N209 し好品(茶、コーヒー、紅茶)・N210 調味料
	N3	徽章	N301 バッジ・N302 銀杯・N303 ネームプレート・N304 メダル
	N4	看板・旗	N401 看板・N402 掲示板・標示板・N403 懸垂幕・N404 のぼり・N405 旗
	N5	日用雑貨	N501 家庭金物・N502 荒物・N503 ガラス製品・N504 陶磁器・N505 漆器・N506 清掃用具・N507 せっけん・洗剤・N508 ゴミ袋・N509 軍手・N510 大工道具・N511 塗料・N512 オムツ・生理用品・N513 建材
	N6	贈答	N601 記念品・N602 贈答品・N603 啓発用品・N604 特産品
	N7	種苗・飼肥料	N701 種苗・樹木・芝・N702 生花・N703 造園用品・N704 肥料・N705 飼料
	N8	その他	N899 その他 ( )

〈営業種目区分表〉 役務

営業種目 (該当する項目に○をしてください。)		営業品目 (該当する項目に○をしてください。)
建物管理	O1	警備 0101 施設警備・0102 機械警備・0103 警備員の派遣
	O2	清掃、設備の保守 0201 建物清掃・0202 貯水槽・浄化槽清掃・0203 害虫駆除・0204 ねずみ駆除・0205 除草・0206 電気保安・0207 冷暖房保守・0208 エレベーター保守・0209 ボイラー保守管理・0210 消防設備点検・0211 上下水道施設の保守維持管理・0212 室内環境測定・0213 ごみ処分場設備の保守維持管理
	O3	施設の運営 0301 受付・案内・0302 電話交換・0303 公園の管理・0304 造園・植栽管理
資源回収	P1	古物 P101 買い受け・回収
	P2	一般廃棄物処理 P201 回収・運搬・P202 処分
	P3	産業廃棄物処理 P301 回収・運搬・P302 処分
情報処理	Q1	情報処理 Q101 電算処理・Q102 プログラム作成・Q103 システム開発・Q104 データ入力・Q105 HP 作成・Q106 地理情報・Q107 オペレータ派遣・Q108 講師派遣・Q109 教育訓練
企画・広告・イベント	R1	映像音響ソフト制作 R101 映画制作・R102 ビデオ制作
	R2	放送番組の制作・放送 R201 テレビ・ラジオ番組の制作・放送
	R3	広告 R301 新聞・チラシ広告企画制作・R302 テレビ・ラジオ広告の企画制作
	R4	出版・デザイン R401 印刷物の企画・編集・R402 デザイン・R403 イラスト
	R5	イベント R501 イベント企画・R502 会場設営・R503 イベント運営
賃貸業務	S1	賃貸業務 S101 情報処理装置・S102 事務機器・S103 電気・通信機器・S104 理化学・計測機器・S105 医療機器・S106 産業機器・S107 船・自動車・S108 仮設建物・S109 催事資材・S110 介護・福祉用品・S111 寝具・被服類・S112 清掃用品・S113 植木
調査等	T1	検査・分析・調査業務 T101 食品検査・T102 臨床検査・T103 環境調査・T104 世論調査・T105 市場調査・T106 交通量調査・T107 土地家屋調査・不動産鑑定・T108 路線バス乗降調査・T109 騒音調査
	T2	計画策定類 T201 総合計画・T202 福祉・介護関連・T203 環境関連・T204 教育関連等
その他サービス	U1	医療業務 U101 医事業務・U102 医療業務・U103 診療報酬点検・U104 特定健康診査受診勧奨業務
	U2	給食業務 U201 給食業務
	U3	業務代行 U301 翻訳・U302 速記・U303 テープ起こし・U304 筆こう・U305 人材派遣





# 審 査 事 項

## 1. 販売・製造等年間平均実績高

年別	直前第2年度分決算	直前第1年度分決算	年間平均実績高
決算期別	年 月から	年 月から	$\frac{(1) + (2)}{2}$
販売・製造 等の種別	年 月まで (1)	年 月まで (2)	2
	千円	千円	千円
計			

2. 自己資本額又は事業所得の金額 千円

3. 従業員数 名

4. 経営年数 年 月



# 経 歴 書

1. 会社経歴（沿革）

2. 主要取引金融機関名

3. 主たる販売先

4. 官公庁との取引状況

納入先名	契約年度	品名	契約額

※ 主要なものを、金額の大きい順から記入して下さい。

5. 特約店又は代理店となっている会社等の名称

誓 約 書

小 松 島 市 長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

実印

小松島市が発注する物品の納入、製造、その他の契約（工事請負契約を除く）に係る指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）に参加する者として、法令及び契約事項を厳守し、誠実に取引を履行することを誓約いたします。

なお、取引に当り次の行為があった場合は、資格の停止、取り消し、又は契約を解除されても異議ありません。

また、当方の個人情報警察に提供することについて同意します。

1. 契約の履行に当り、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
2. 指名競争入札において、その公正な執行を妨げ、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
3. 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
4. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当り職員の職務の執行を妨げたとき。
5. 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
6. 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
7. 次に掲げる（1）及び（2）のいずれかに該当したとき。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ①暴力的な要求行為を行う者
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - ④偽計又は威力を用いて市の業務を妨害する行為を行う者
  - ⑤その他前各号に準ずる行為を行う者
8. 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当り、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

委 任 状

令和 年 月 日

小 松 島 市 長 様

(〒 - )

(委任者) 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

実印

私は、次の者を代理人と定め下記権限を委任します。

(〒 - )

(受任者) 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号( - - )  
F A X 番号( - - )

印

1. 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結に関する件
- (3) 物品等の納入に関する件
- (4) 契約金額の請求及び受領に関する件
- (5) 復代理人選任の件
- (6) 上記各号に付帯する一切の件

2. 委任期間

令和 6年 月 日から  
令和 7年 3月31日まで

# 受 領 書

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

あなたが提出した指名競争入札参加資格審査申請書を受領いたしました。なお、受領書をもって令和6年度登録業者となります。

小松島市建設管理課長

## ○2 清掃・設備の保守に登録をされる方へ No.1

ビル清掃や設備の保守の業務を主たる営業種目として登録を希望される方は、以下の項目を記入してください。

1. 「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」（ビル衛生管理法）による知事登録の有無について、該当する方に○をつけて下さい。  
※ 有の場合には、許認可通知・資格証の写し（コピー）を添付して下さい。

区 分	有	無
1号 建築物清掃業		
2号 建築物空気環境測定業		
3号 空気調和用ダクト清掃業		
4号 建築物飲料水水質検査業		
5号 建築物飲料水貯水槽清掃業		
6号 排水管清掃業		
7号 建築物ねずみ昆虫等防除業		
8号 建築物環境衛生総合管理業		

裏面に続く

## ○ 2 清掃・設備の保守に登録をされる方へ No.2

2. 国家資格等の資格保有者（市内本社の方は本社、市外本社の方は市との取引を希望される事業所）について、該当する方に○をつけて下さい。  
 ※ 有の場合には、資格証のコピーを添付して下さい。

区 分	有	無
建築物環境衛生管理技術者		
浄化槽管理士		
冷凍機械責任者		
ボイラー技士・整備士		
危険物取扱者		
昇降機検査資格者		
電気主任技術者		
電気工事士		
電気通信主任技術者・工事担任者		
建築物点検資格		
エネルギー管理士・管理員		

医療関連サービスマーク（院内清掃業務）		
---------------------	--	--